

令和7年度

現場補償業務



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

# 積算書

(当初)

九州農政局  
北部九州土地改良調査管理事務所



















事業名						
業務名	現場補償業務					
業務別業務名:現場補償業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単-1号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師 (C)	1.000	人	40,300	40,300	
	合計				40,300	算出数量 1.000 人
	単価				40,300	
	*** S単-2号 ***					
S63010	基準日額 (打合せ・移動)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 積算業務,着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.2			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1) 設計工種 2) 打合せ	積算業務 着手前・最終		深夜時間:0.0		
	3) 設計用主任技師人数	0.00人				
	4) 設計用技師(A)人数	1.00人				
	5) 設計用技師(B)人数	0.00人				
	6) 設計用技師(C)人数	0.00人				
	7) 打合せ日数	0.250日				
	8) 往復移動日数	0.200日				
R04004	技師 (A)	0.450	人	59,600	26,820	
	合計				26,820	算出数量 1.000 回
	単価		回		26,820	
	*** S単-3号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 積算業務,着手前・最終,通勤により打合せ,一般交通機関,0日,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 設計工種 2) 打合せ内容	積算業務 着手前・最終		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 主任技師配置人員	0人		深夜時間:0.0		
	4) 技師A配置人員	1人				
	5) 技師B配置人員	0人				
	6) 技師C配置人員	0人				
	7) 打合せ日数	0.25日				
	8) 往復移動日数	0.20日				
	9) 宿泊区分	通勤により打合せ				
	10) 交通機関区分	一般交通機関				
	11) 高速道路往復料金 (税別)	0円				
	12) 鉄道往復1人当料金 (税別)	1,800円				
	13) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16) ライトバン使用日数	0日				
	18) 宿泊料金1人当料金 (税別)	0円				
	19) 宿泊手当1人当料金 (税別)	0円				
P54306	鉄道料金 消費税抜き	1.000	人	1,800	1,800	
	合計				1,800	算出数量 1.000 回
	単価		回		1,800	
	*** S単-4号 ***					
S63018	現場経費		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費 (設計外業日帰用) ライトバン,1日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2) 高速道路往復料金 (税別)	0円		深夜時間:0.0		
	3) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	4) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	5) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	6) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				





令和7年度

現場補償業務

特別仕様書

九州農政局

北部九州土地改良調査管理事務所

**(適用範囲)**

第1条 この特別仕様書は、国営施設機能保全事業筑後川中流地区、国営造成土地改良施設整備事業筑後川下流佐賀地区及び佐賀中部地区、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業多良岳地区及び耳納山麓地区並びに駅館川（農水）地区において実施する現場補償業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 本業務は、「現場補償業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

**(業務の概要)**

第2条 本業務の概要は次のとおりである。

(1) 国営施設機能保全事業及び国営造成土地改良施設整備事業実施地区に係る土地改良施設整理台帳付属図面の整理及び点検業務

付属図面の整理及び点検業務に関しては、以下に示す要領に基づき実施する。

- ・国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について（24農振第1508号平成24年11月22日農村振興局整備部長）

別添2 土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領

事業地区名	業務内容	対象施設
筑後川中流地区	令和6年度に作成・整理した施設管理図に令和6年度完成工事及び令和7年度に竣工する工事内容（水路護岸及び付帯施設の補修内容）を追加するとともに、対象施設の施設管理図（全体）の点検を行う。	頭首工 1箇所 雲雀堰 幹線用水路 10路線 大石導水路 大石南幹線用水路 大石北幹線用水路 大石雲雀幹線用水路 山田堀川用水路 床島江戸水路 床島南幹線用水路 床島北幹線用水路 床島五郎丸幹線用水路 床島大刀洗幹線用水路 水管理施設 2式 大石ブロック水管理施設 床島ブロック水管理施設
筑後川下流佐賀地区	既存の水管理システム（佐賀県）施設管理図は中央管理所のみの整理であるため、当該事業で実施した内容（子局情報等）を追加して水管理	水管理システム 1式 親局 中央管理所 1局 子局 三田川線他 29局

	施設全体版の図面を整理する。		
佐賀中部地区	既存の水管理施設及び排水管理施設の施設管理図に当該事業で実施した工事内容を整理する。	水管理施設 親局 中央管理所他 子局 左岸管理局他 排水管理施設 親局 佐賀市庁舎他 子局 上飯盛制水門他	1 式 4 局 18 局 1 式 3 局 17 局

(2) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業（権利設定等事業）実施地区に係る基礎資料等の作成、整理及び点検

事業地区名	業務内容	数量
多良岳地区	登記事項証明書等と権利保全調書記載内容の確認 各種法令等に基づく占有等協議資料の作成整理 権利設定に関連する図面等の作成、整理、補充等の事務処理	1 式
耳納山麓地区	登記事項証明書等と権利保全調書記載内容の確認 各種法令等に基づく占有等協議資料の作成整理 権利設定に関連する図面等の作成、整理、補充等の事務処理	1 式
駅館川（農水） 地区	登記事項証明書等と権利保全調書記載内容の確認 各種法令等に基づく占有等協議資料の作成整理 権利設定に関連する図面等の作成、整理、補充等の事務処理	1 式

(3) 現地踏査

上記（1）に記載する事業地区について、現地及び施工状況等の確認に必要な現地踏査を6回計上している。

#### （履行確実性評価の達成状況の確認）

第3条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果物のミス、不備等

#### (管理技術者)

第4条 管理技術者の要件は、共通仕様書第6条によるものとする。

なお、土地改良補償業務管理者と同等以上相当の知識及び技能を有する者とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公共事業に係る用地調査等業務(国、独立行政法人、都道府県、政令指定都市が発注する用地調査等業務をいう。以下同じ。)の管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5件以上の業務経験を直近5年以内に有する者。
- (2) 公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務(国、独立行政法人、都道府県、政令指定都市における用地取得等の実務をいう。以下同じ。)に15年以上従事した者。ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

#### (現場補償技術員)

第5条 現場補償技術員の要件は、共通仕様書第7条によるものとする。

なお、土地改良補償業務管理者補と同等以上相当の知識及び技能を有する者とは、公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務に3年以上従事した者。

ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

#### (配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第11条における業務計画書の作成及び共通仕様書第35条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

#### (履行期間)

第7条 履行期間は次のとおりとする。

契約締結の日から264日間

#### (業務内容・打合せ)

第8条 業務内容・打合せについては、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者は現場補償業務契約書第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、業務打合せは10回(月1回)を予定している。

なお、月2回目以降の打合せについては監督員と協議のうえ、書面等により行

うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(2) 本業務に従事する現場補償技術員は設計用技師(C) 1人とし、共通仕様書第37条に示す業務を行うものとする。

### (業務場所)

第9条 現場補償技術員の業務場所は、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする

業務場所：九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

(所在：福岡県久留米市荒木町白口 891-20)

### (貸与資料等)

第10条 本業務の履行にあたり必要となる次の資料を受注者に貸与する。

資料名	数量	備考
国営施設機能保全事業 筑後川中流地区 土地改良施設管理図データ (CAD他)	1式	R6年度現場補償 業務成果物
国営施設機能保全事業 筑後川中流地区 土地改良施設整理台帳 (H28～R5完成工事分)	1式	R6年度以降の竣 工分は随時貸与
国営施設機能保全事業 筑後川中流地区 H28～R6完成工事成果品	1式	CD-R等
国営施設機能保全事業 筑後川中流地区 工事発注図面	1式	
国営筑後川中流土地改良事業 事業成績書、土地改良施設管理図データ (PDF、TIFF)	1式	前歴事業分
国営筑後川下流土地改良事業 事業成績書、土地改良施設管理図データ (PDF、CAD)	1式	前歴事業分 該当施設のみ
国営造成土地改良施設整備事業 筑後川下流佐賀地区 工事発注図面	1式	
国営佐賀中部農地防災事業 事業成績書、水管理施設 施設管理図データ (PDF)	1式	前歴事業分 該当施設のみ
国営造成土地改良施設整備事業 佐賀中部地区 工事発注図面	1式	
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 権利設定等事業に係る資料	1式	随時貸与
その他必要な資料	1式	

### (成果物)

第 11 条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 37 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

### (成果物の提出先)

第 12 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口 891 - 20  
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

### (契約変更)

第 13 条

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条に示す「業務の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 7 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第 8 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 9 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (5) 第 11 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) その他

### (その他留意事項)

第 14 条 その他次の事項に留意しなければならない。

- (1) 通勤用及び業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。  
なお、原則として機能等については監督員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。  
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者は業務の履行にあたり、第 9 条第 1 項の庁舎及び業務に必要な机及び椅子等の物品を無償で使用するものとする。この場合、別途使用貸借申請書を監督員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、業務に従事させる現

場補償技術員に会社名・氏名等を記載した名札を着用させるものとする。

**(保険加入)**

第 15 条 受注者は、共通仕様書第 30 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提供しなければならない。

**(定めなき事項)**

第 16 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。